

## 主任技術者の専任要件の緩和措置について

令和2年10月28日

角田市総務部総務課

公共工事に配置する主任技術者は、工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のものについては、現場ごとの専任を要件としていますが、令和元年度台風19号に伴う災害復旧事業を優先的かつ早期に実施するため、短期間に集中して工事を発注する必要があることから、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」(平成26年2月3日付け国土建第272号)に基づき、当分の間臨時的な措置として、主任技術者の兼務を認める運用を実施します。

### 1 対象となる工事

請負代金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上の工事のうち以下のすべての条件を満たす工事については、主任技術者の兼務を2件程度まで認めます。

(1) 工事の対象となる工作物に、一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

(施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や、工事の相当な部分を同一の下請業者で施工する場合があります。)

(2) 国、県、市町村が発注する工事であること。(双方が当該制度を実施していること。)

(3) 工事現場の相互の間隔がおおむね10キロメートル以内であること。

### 2 手続き

(1) 主任技術者を兼務させる場合は、主任技術者兼務届(別記様式)を各々の工事発注担当課に1部提出すること。(届出書に、工事請負契約書の写しを添付してください。)

(2) 兼務届を提出済みの工事において、変更契約によりエ期または請負代金額に変更があった場合は、兼務するもう一方の工事の工事請負契約書(写し)を添付すること。)

(3) 一方の工事の発注元が角田市以外である場合は、その発注元の手続きに従って下さい。

### 3 実施時期

令和2年10月28日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

ただし、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、主任技術者兼務届を工事発注担当課に届け出ることにより適用します。

### 4 その他

- (1) 本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとします。
- (2) 本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外とします。
- (3) 本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のおりとします。

担当:総務部総務課管財契約係

電話:0224-63-2111